外契第3号

公　　告

下記のとおり一般競争入札に付します。本案件は、競争参加資格確認のための証明書等（以下、「証明書等」という。）の提出、入札及び契約を電子調達システム（GEPS）で行う対象案件です。

令和7年1月17日

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長　服部　真樹

記

1 競争入札に付する事項

(1)　契約件名　ALTIMETER 2個ほか14点整備

(2)　契約内容　仕様書のとおり

(3)　履行期限　令　和　7　年　9　月　30　日

(4)　履行場所　航空機用部品保管倉庫（深川）

(5)　入札方法　電子調達システム（GEPS）の利用本案件は、申請書等の提出、入札及び契約を電子調達システムで行う対象案件である。原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。また、電子調達システムにより難い者は、紙入札参加願、紙契約方式承諾願を提出し、紙入札方式、紙契約方式に代えることができる。その他詳細については、入札説明書による。

2 競争に参加する者に必要な資格

(1) 予算決算及び会計令第70条に該当しない者に限る。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約に必要な同意を得ている者についてはこの限りではない。

(2) 予算決算及び会計令第71条に該当しない者に限る。

(3) 令和4・5・6年度国土交通省一般競争参加資格（全省庁統一資格）において、下記「契約の種類」に応じた何れかの等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者。また、当該部局において指名停止の措置を受け、指名停止中の期間でない者。

(4) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として国土交通省公共事業等からの排除要請があり当該状態が継続している者でないこと。

「物品の製造」又は「役務の提供等」の A, B, C又はD等級

3 証明書等の提出期限、提出方法

（証明書等提出期限）　令 和 7 年 1 月 31 日 17 時 00 分

（提出方法）

・電子調達システムにより入札参加する場合
以下の書類を電子調達システムにより提出すること。

(1)確認書（電子調達用）
(2)資格審査結果通知書（電子、紙入札共通）

・紙入札により入札参加する場合
以下の書類を下記4の窓口に直接提出又は郵送により提出すること。
（ただし、郵送の場合は配達証明が確認できるものでの郵送に限る）

(1)紙入札方式参加願（紙入札用）
(2)資格審査結果通知書（電子、紙入札共通）

・証明書等の提出方法に関する共通事項
(1)技術審査に必要な資料（提出先：入札説明書参照）

4 契約条項等を示す場所、契約及び入札に関する問い合わせ先

東京都千代田区霞が関2－1－3
海上保安庁総務部政務課予算執行管理室第三契約係
03-3591-6361　（内線 2841 ）

5 入札説明書の交付期間、交付方法

（入札説明書等の交付期間）

令　和　7　年　1　月　17　日　か　ら　令　和　7　年　1　月　31　日　ま　で

（交付方法）

入札説明書等の交付は、当庁ホームページの「調達情報」の「入札・落札等の状況」からダウンロードすること。http://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/nyusatsu/r5ippan.html

また、郵送で交付を希望する者は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記する）並びに重量200gに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添付して上記4の係に申し込むこと。

6 入札書等の提出期限　令 和 7 年 2 月 21 日 17 時 00 分

7 開札の日時場所　令 和 7 年 2 月 25 日 10 時 00 分　海上保安庁入札室

8 入札保証金および契約保証金　免除

9 入札の無効　本公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び海上保安庁入札・見積者心得書その他に関する条件に違反した入札は無効とする。

10 落札者の決定方法

(1) 海上保安庁入札・見積者心得書による。

(2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

11 契約書作成の要否　要(ただし、契約金額が150万円を超えない場合は省略することがある)

本業務は、契約手続にかかる書類の授受を電子調達システムで行う対象業務である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

12 仕様に関する問い合わせ先　海上保安庁装備技術部航空機課
03-3591-6361　（高畠　内線4631）

本調達案件は令和7年度の予算成立を条件とする。

以上公告する。

入　札　説　明　書

（最低価格落札方式）

契約番号：外契第3号
契約件名：ALTIMETER 2個ほか14点整備

項目及び構成

１　契約担当官等
２　調達内容
３　競争参加資格
４　入札参加申込手続き
５　入札書及び関係書類の提出場所等
６　その他

別紙－1　入札書（海上保安庁様式）
別紙－2　技術審査関係資料（説明書及び様式１から様式2）
様式－１　紙入札方式参加願
様式－２　紙契約方式承諾願
様式－３　確認書（電子入札参加申し込み用）
様式－４　電子証明書変更承諾申請書
様式－５　期間委任状
様式－６　都度委任状
別冊　契約書（案）
別冊　仕様書

入　札　説　明　書

海上保安庁の調達契約に係わる入札公告　（令和7年1月17日付）　に基づく入札については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1　契約担当官等

支出負担行為担当官

海上保安庁総務部長　服部　真樹

2　調達内容

⑴　契約件名

ALTIMETER 2個ほか14点整備

⑵　契約内容

仕様書のとおり

⑶　履行期限

令和7年9月30日

⑷　履行場所

航空機用部品保管倉庫（深川）

⑸　仕様説明会の日時等

仕様説明会は実施しない。

なお、仕様内容について質疑等がある場合は、下記へ連絡すること。

仕様書等に関する問い合わせ先

〒100-8976　東京都千代田区霞が関２－１－３

海上保安庁装備技術部航空機課　高畠

03-3591-6361　（内線4631）

⑹　入札方法

原則として、当該入札の執行において入札執行回数は２回を限度とする。

なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第９９条の２の規定に基づく随意契約には移行しない。

また、電子調達システムにより難い者は、発注者に紙入札方式参加願及び紙契約方式承諾願を提出して紙入札方式、紙契約方式に代えるものとする。

落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行う。

①　入札者は、一切の経費を含め契約金額を見積もるものとする。

②　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

③　入札者は、入札説明書、仕様書等を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において入札説明書、仕様書等について疑義があるときは、入札書受領の締め切り前までに関係職員の説明を求めることができる。

⑺　入札保証金及び契約保証金　　免　除

3　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

⑶　令和４・５・６年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格審査）において「物品の製造」 又は「役務の提供等」 のＡ，Ｂ，Ｃ又はＤ等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。（ただし指名停止期間中にあるものは除く。）
　なお、競争参加資格を有しない者で当該入札に参加を希望する者は速やかに資格審査申請を行う必要があるので下記５⑵へ問い合わせること。

⑷　警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として国土交通省公共事業等からの排除要請があり当該状態が継続している者でないこと。

⑸　技術審査の対象であるため、証明書等の受領期限までに「別紙２　海上保安庁の航空機用発動機整備にかかる技術審査説明書」記載の必要書類を提出し、同審査に合格した者であること（提出先：同説明書参照）。

4　入札参加申込手続き

⑴　申込方法
　入札参加希望者は、４（５）の各書類を各提出先に持参又は郵送すること。（電子調達システムにより提出するものは除く）
　なお郵送にて提出する場合は、提出期限までに提出先に必着すること。（郵送の場合は、配達証明が確認出来るものに限る）
　また、代表者から委任を受けている者（以下「受任者」という）が入札を行う場合は期間委任状（様式５）又は都度委任状（様式６）を入札参加手続きまでに提出する（当該委任に係る委任者及び受任者が同じであり、かつ委任事項に変更がない限り、あらかじめ入札等に関する委任状を提出することにより、当該年度に限り、委任状をその都度提出することを省略することができる。この場合において、特定の入札等に関してのみこれと異なる代理人を選任して委任することは認めない。）。

期間委任状について
ａ　入札、見積についての権限及び契約締結についての権限が委任されていなければならない。
ｂ　電子入札においては、復代理は認めない。
ｃ　委任期間は当該年度内を限度とする。
ｄ　代表者及び受任者の記名・押印された委任状（書面）の提出とする。
ｅ　原則として期間委任状の委任期間中の都度委任状の提出は認めない。

⑵　電子調達システムによる証明書等の送信方法
　電子調達システムによる入札参加の申込みを行う場合の使用アプリケーション及びバージョンの指定及び、保存するファイルの形式は次のいずれかとする。

番号	使用アプリケーション	保存するファイル形式
1	一太郎	Ver10形式以下のもの
2	Microsoft Word	Word2000形式以下のもの
3	Microsoft Excel	Excel2000形式以下のもの
4	その他のアプリケーション	PDFファイル 画像ファイル(JPEG形式及びGIF形式) 上記に加え特別に認めたファイル形式

⑶　ファイル圧縮方法の指定
　ファイルを圧縮して送信する場合は、LZH又はZIP形式とする。（自己解凍方式は不可）

⑷　ファイル容量が大きく電子調達システムにより証明書等を送信できない場合証明書等のファイル容量が10MBを超える場合には、電子調達システムによる入札参加申し込みに必要な「確認書」及び「資格審査結果通知書（写）」のみを、１つのファイルとして（例えばPDF形式のファイル）まとめたものを、電子調達システムから送信し、それ以外の証明書等については、直接５⑵の契約係担当者に手渡すこと。
　直接手渡すことができない場合は、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による提出をすることが出来る。この場合、事前に５⑵にその旨を連絡すること。
　なお、参加資格確認後は、入札参加申込者に対して電子調達システムにより通知又は確認通知書を送付する。

⑸　証明書等の提出期限　　令和7年1月31日　　17時00分
各提出書類の提出先は次のとおりです。
〇電子調達システムにより入札参加する場合
・確認書（電子入札用）（電子調達システムにより提出）
・資格審査結果通知書（写）（電子調達システムにより提出）

〇紙入札により入札参加する場合
・紙入札方式参加願（紙入札用）（提出先下記5（2））
・資格審査結果通知書（写）（提出先下記5（2））

⑹　証明書等審査結果の通知
　４⑴により提出された証明書等の審査結果を、　令和７年２月７日 までに電子調達システム又は文書等により通知する。

※ 電子調達システム又は紙入札方式参加願による入札参加申込手続きをとらなかった場合は、入札に参加できないので注意すること。

※　入札参加申込手続き後に辞退する場合は、開札日までに「入札辞退書」を５⑵へ提出すること。
なお、入札辞退書等は下記アドレスにて公開しているのでダウンロードして提出すること。
http://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/tyoutatu/youshikitou.html

５　入札書及び関係書類の提出場所等

⑴　入札書は電子調達システムにより提出すること。
ただし、発注者に紙入札方式参加願を提出した場合は紙により提出すること。
電子調達システムのＵＲＬ及び問い合わせ先
政府電子調達システム　　https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/
電子調達システムヘルプデスク　　TEL　0570-000-683

⑵　入札書等の提出場所及び契約条項を示す場所及び問い合わせ先
東京都千代田区霞が関２－１－３
海上保安庁総務部政務課予算執行管理室第三契約係 深澤　仁順
℡03-3591-6361　　内線 2841

⑶　入札説明書（仕様書等添付）の交付期間
令和7年1月17日　から　令和7年1月31日　まで

⑷　入札書の提出期限
令和7年2月21日　　17時00分

⑸　入札書の提出方法
①　電子調達システムによる場合
ア　入札書の様式は、電子調達システムによるものとする。
イ　入札書等の記載事項
a　契約件名は、定められた件名を記載するものとする。
b　入札者は、特に指示ある場合を除き、総価で入札しなければならない。
c　入札書等は、電子調達システムの入力画面上において作成するものとする。（電子認証書を取得している者であること。）
d　国外修理における外貨建については、審査結果通知時に添付する外貨換算レート表により邦貨換算するものとする。
※ 契約後に輸入当時の実績額を証明した書類により速やかに精算するものとす
ウ　入札書等の提出
a　入札書等は、電子調達システムにより、当該入札公告した期限までに到達するように提出しなければならない。
b　電子入札に利用することができる電子証明書は、資格審査結果通知書に記入されている者（以下「代表者」という。）又は代表者から入札・見積権限及び契約権限について期間委任により委任をうけた者の電子証明書に限る。

②　紙による入札の場合
ア　入札書の様式は、別紙－1によるものとする。
イ　入札書等の記載事項
a　契約件名は、定められた件名を但しがきのあとに記載するものとする。
b　入札者は、特に指示ある場合を除き、総価で入札しなければならない。
c　入札書に記載する日付は、入札書を提出する日とする。
d　入札書には、入札者の住所及び氏名を記載しなければならない。

e　受任者（以下「代理人」という）が入札を行う場合は、代理人の住所、氏名（法人にあっては、所在地、法人名及び代理人の役職、氏名）を記載し、代理人の印鑑を押印しなければならない。以下、記載例による。

【記載例】

海保株式会社　代表取締役（社長）　○○　○○　代理
東京都千代田区霞ヶ関２－１－３
海保株式会社　東京支店（又は○○部）
支店長（又は○○部長）○○　○○　印

f　国外修理における外貨建については、審査結果通知時に添付する外貨換算レート表により邦貨換算するものとする。

d 契約後に輸入当時の実績額を証明した書類により速やかに精算するものとす

ウ　入札書等の提出

a　入札書は、別紙の様式にて作成し、封筒に入れ、かつ、その封皮に「法人名等及び契約件名、開札年月日、「入札書在中」」を朱書するものとする。

b 電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

c 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取り消しをすることができない。

エ　郵送により提出する場合

支出負担行為担当官等あて郵送（書留郵便又は民間事業者による信書の伝達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者（以下「一般信書便事業者等」という。）の提供する同条第２項に規定する信書便（以下「信書便」という。）の役務のうち、書留郵便に準ずるものとして一般信書便事業者等おいて当該信書物（同法第２条第３項に規定する信書便物をいう。）の引き受け及び配達記録をした信書便。）にすることができる。

郵送する場合においては、二重封筒とし、表封筒には「入札書在中」の旨を記載し、中封筒に入札書を入れ、かつ、その封皮に「法人名等及び契約件名、開札年月日、「入札書在中」」を朱書するものとする。ただし、入札書の提出期限までに到達するように提出しなければならない。

⑹　入札の無効

①　本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札及び次の各号の１に該当する入札は無効とする。

ア　委任状が提出されていない代理人のした入札

イ　所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札

ウ　記名（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札

エ　金額を訂正した入札

オ　誤字、脱字などにより意志表示が不明瞭である入札

カ　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を乱し、若しくは不正の利益を得るために連合した者の入札

キ　同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

ク　競争参加資格の確認のための書類などを添付することとされた入札にあっては、提出された書類が審査の結果採用されなかった入札

ケ　競争参加資格のあるものであっても、入札時点において、海上保安庁次長から指名停止措置を受け、指名停止期間中にある者のした入札

②　電子入札参加者は、電子証明書を不正使用等してはならない。

不正使用等した場合には当該電子入札参加者の入札への参加を認めないことがある。

なお、当該入札に関し入札権限のある他の電子証明書に変更しようとするときは、電子証明書変更承諾申請書（様式４）を提出すること。

また、電子証明書変更承諾申請書には変更後の電子証明書の企業情報登録画面を印刷したものを添付すること。

⑺　入札の延期等

入札者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、若しくは入札の執行を延期し、又はこれを取り止めることがある。

⑻　開札の日時及び場所

日時：令和7年2月25日　　10時00分

場所：海上保安庁入札室

⑼　開札

①　電子調達システムによる場合

ア　　開札及び開披（以下「開札等」という。）は、入札等執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

イ　　開札等をした場合において、入札金額のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、原則として引続き再度入札を行う。

ただし、契約担当官等がやむを得ないと認めた場合には、契約担当官等が別途指定する日時に再度入札を行う。

なお、外貨建による入札の場合に採用する換算レートは、審査結果通知時に添付する外貨換算レート表によるものとする。

②　紙による場合

ア　　開札等は、原則として、入札者又はその代理人が出席して行うものとする。

この場合において、入札者等が立ち会わないときは、入札等執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

イ　　開札等をした場合において、入札金額のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、原則として引続き再度入札を行う。

ただし、契約担当官等がやむを得ないと認めた場合には、契約担当官等が別途指定する日時に再度入札を行う。

なお、外貨建による入札の場合に採用する換算レートは、審査結果通知時に添付する外貨換算レート表によるものとする。

③　　入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書等を提示しなければならない。

④　　入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することができない。

⑤　　入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

6　その他

⑴　契約手続に使用する言語及び通貨　　日本語及び日本国通貨

⑵　入札者に要求される事項

入札者等は、入札公告等で定められた要件を証明した書類を指定した期限までに提出しなければならない。

また、開札日の前日までの間において、契約担当官等から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

⑶　落札者の決定方法

①　　本入札説明書に従い書類・資料を添付して入札書を提出した入札者であって、本入札説明書３の競争参加資格及び仕様を満たすことの出来ることの要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者との契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内をもって入札した者を落札者とすることがある。

② 本入札は、低入札価格調査制度を採用し、調査基準価格（当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準となる価格をいう。）を下回った入札を行なった者については、調査を行なったうえで落札とするか否かを決定するものとする。

③ 電子調達システムでは、入札参加者の利便性向上のため、電子くじ機能を実装している。電子くじを行うには、入札者が任意で設定した000～999の数字が必要になるので、電子入札事業者は、電子調達システムで電子くじ番号を入力し、紙入札事業者は、紙入札方式参加願に記載するものとする。

落札者となるべき同価格の入札をした者が２人以上あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合には、以下のとおり行うものとする。

ア 同価格の入札をした者が電子入札事業者のみの場合

電子入札事業者が入力した電子くじ番号を元に電子くじを実施のうえ、落札者を決定するものとする。

イ 同価格の入札をした者が電子入札事業者と紙入札事業者が混在する場合電子入札事業者が入力した電子くじ番号及び紙入札事業者が紙入札方式参加願に 記載した電子くじ番号を元に電子くじを実施のうえ落札者を決定するものとする。

ウ 同価格の入札をした者が紙入札事業者のみの場合

その場で紙くじ（又は電子くじ）を実施のうえ落札者を決定するものとする。

④ 契約担当官等は、落札者を決定したときは、その翌日から７日以内にその旨を落札者とされなかった入札者に電子調達システム又は書面により通知する。

ただし、開札に立ち会った参加者については、書面による通知を省略する。

⑤ 調査基準価格を下回った入札を行った者は、契約担当官等の行なう調査、事情聴取等に協力しなければならない。

⑷ 契約書の作成（ただし、契約金額が150万円を超えない場合は省略することがある）

① 競争入札を執行し、落札者を決定したときは、当該落札者とすみやかに、契約書を取り交わすものとする。

② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、さらに契約担当官等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

③ 上記②の場合において契約担当官等が記名押印したときは、当該契約書の１通を契約の相手方に送付するものとする。

④ 契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

⑤ 「電子調達システム」による電子契約を行う場合、電子調達システムで定める手続に従い、契約書を作成しなければならない。なお、電子調達システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

紙契約方式の手続をする場合は、紙契約方式承諾願（電子、紙入札共通）を落札決定後に上記5（2）へ提出すること。

⑸ 電子入札参加者側の障害により入札書受付締切時間又は開札時間を延長する場合の基準及び取扱い

電子入札参加者側の障害により電子入札ができない旨の申告があった場合は、障害の内容と復旧の可否について調査確認を行うものとする

すぐに復旧できないと判断され、かつ下記の各号に該当する障害等により、原則として複数の電子入札参加者が参加できない場合には、入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更（延長）を行うことができるものとする。

①天災
②広域・地域的停電
③プロバイダ、通信事業者に起因する通信障害
④その他、時間延長が妥当であると認められた場合
（ただし、電子証明書の紛失・破損、端末の不具合等、入札参加者の責による障害であると認められる場合を除く）

変更後の開札予定時間が直ちに決定できない場合においては、その旨をすべての電子入札参加者に電話等で連絡するものとし、開札日時が決定した場合には、その旨を全ての電子入札参加者に電話等で連絡するものとする。

⑹　発注者側の障害により電子入札書受付締切時間又は開札時間を延長する場合の取扱い

発注者側の障害が発生した場合は、電子調達システム運用主管組織（総務省）と協議し、障害復旧の見込みがある場合には、電子入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更（延長）を行い、障害復旧の見込みがない場合には、紙入札に変更するものとする。
障害復旧の見込みがあるが、変更後の開札予定時間が直ちに決定できない場合においては、その旨を全ての電子入札参加者に電話等で連絡するものとし、開札日時が決定した場合には、その旨を全ての電子入札参加者に電話等で連絡するものとする。

⑺　支払条件は履行完了後、一括払いとする。
※整備物品を輸入品として取り扱う場合（国内販売品ではない場合）は、当初契約金額に対して輸入実績額に基づく精算が伴う。

⑻　上記によるもののほか、この一般競争入札に参加する場合において了知かつ、遵守すべき事項は、「海上保安庁入札・見積者心得」によるものとする。
https://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/tyoutatu/tyoutatu.html

⑼　入札者は、入札後、この入札説明書、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

⑽「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和４年９月１３日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

⑾ 本調達案件は令和7年度の予算成立を条件とする。

別紙-1

入　札　書

一金

ただし　　ALTIMETER 2個ほか14点整備

入札・見積者心得及び入札説明書等を承諾の上、入札します。

令和　　年　　月　　日

住　　所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長　殿

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

（連絡先は２以上記載すること）

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担当者（会社名・部署名・氏名）：

連絡先１：

連絡先２：

（注）1.用紙の寸法は、日本産業規格A列4判とする。
2.金額は「アラビア」数字で記入する。

別紙２

海上保安庁の航空機用発動機等整備にかかる技術審査説明書

１　海上保安庁の航空機用発動機及び航空機用装備品（以下「発動機等」という。）を整備しようとする者は、海上保安庁の航空機用発動機等整備に関する技術審査（以下「技術審査」という。）を受けなければならない。

２　技術審査を受けようとする者は、自己の負担において、様式１の技術審査申請書に次の資料（各写しの書類を除き、日本語により作成すること。）を添付して遅滞なく海上保安庁装備技術部航空機課長経由支出負担行為担当官に申請すること。

なお、提出した資料の内容について質問をすることがあります。

(1) 問合せ・提出先

〒100-8976　東京都千代田区霞が関２－１－３

海上保安庁装備技術部航空機課航空機整備管理室　調査係長

電話　03-3591-6361(内線 4640)

(2) 技術審査資料

①　事業場の認定を証する書類

イ　発動機等を国内において整備しようとする者は、整備しようとする発動機等に関し、航空法第 20 条第１項第７号に規定する装備品の修理又は改造の能力について国土交通大臣の認定を受けていることを証する書類の写し。

ロ　発動機等を国外において整備しようとする者は下記いずれかを証する書類の写し。

（イ）整備しようとする発動機等に関し、航空法第 20 条第１項第７号に規定する装備品の修理又は改造の能力について国土交通大臣の認定を受けていること。

（ロ）整備しようとする発動機等に関し、我が国と同等以上の基準及び手続を有すると国土交通大臣が認めた外国において、当該基準及び手続により、修理又は改造の能力について航空当局の認定を受けていること。また、航空法第 16 条第２項に定める耐空性を証明する書類を添付できること。

（ハ）整備しようとする発動機等に関し、国際民間航空条約の締結国たる外国が、締結国としての責務により、国際民間航空機関において採択及び改正された航空機の耐空性に関する国際標準並びに勧告される方式及び手続きに従い、その耐空性について証明その他の行為が可能であること。

②　整備をしようとする発動機等が航空局より民生品又は軍事品の指定を受けた機器の場合は、前項によらず下記の各項目を証する書類。

イ　整備しようとする機器の整備について製造者等から承認を受けており、最新

の技術資料（整備マニュアル等）を備えていること。

ロ　機器の整備に関し、品質を管理する体制が取られていること。

③　技術支援体制に関し、様式２の技術支援体制表。

３　技術審査結果の通知

技術審査の結果については、資格審査結果通知として支出負担行為担当官から通知する。

４　その他

技術審査を受けて合格した者は、前回合格日から1年以内に限り技術審査の申請を省略することができる。ただし、技術審査資料の内容に変更がある場合は、技術審査申請書に必要書類を添付し申請すること。

様式１

令和　　年　　月　　日

（装備技術部航空機課長経由）
支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 殿

所在地
会社名　　社印
代表者名　　印

技術審査申請書

海上保安庁の航空機用発動機等整備に関する技術審査を受けたいので、下記のとおり必要書類を添付し申請します。

記

件名　○○○○　　仕様書番号第○－○○○○号

１ 添付書類

・	・
・	・
・	・
・	・
・	・

２ 次の書類について、技術審査合格時に提出した資料に変更が無いので省略いたします。

・	・
・	・
・	・
・	・
・	・

（ 最近の技術審査合格年月日　　令和　　年　　月　　日 ）

３ 連絡担当者名及び電話番号　　＿＿＿＿＿＿＿＿

様式２

技術支援体制表

令和　　年　　月　　日

１ 連絡先

職名		電話番号等			備考
担当者	事業所所在地	昼間	夜間及び休日	ﾒｰﾙ ｱﾄﾞﾚｽ	
（営業担当）					
（技術担当）					
（部品担当）					

２ 連絡系統

３ 組織図

４ その他

様式-1

紙入札方式参加願

（　　外契第3号　　）

１．発注件名　　ALTIMETER 2個ほか14点整備

上記の案件は、電子調達システムを利用しての参加ができないため紙入札方式での参加をいたします。

令和　年　月　日

資格審査登録番号(業者コード)
企業名称
企業郵便番号
企業住所
代表者氏名
代表者役職
電子くじ番号
（連絡先）
電話番号
メールアドレス

入札者
住　　所
企業名称
氏　　名

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。
（連絡先は２以上記載すること）
本件責任者（会社名・部署名・氏名）：
担当者（会社名・部署名・氏名）：
連絡先１：
連絡先２：

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長　殿

※１．入札者住所、企業名称及び氏名欄は、代表者若しくは委任を受けている場合はその者が記載、押印する。
２．電子くじ番号は、電子くじを実施する場合に必要となるので、000～999の任意の３桁の数字を記載する。

様式-2　　（　　外契第3号　　）

紙契約方式承諾願

１．件　名　　ALTIMETER 2個ほか14点整備

　上記の案件は、電子調達システムを利用しての契約ができないため、
紙契約方式での手続きをいたします。

令和　年　月　日

住　　所
商号又は名称
代表者氏名

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。
（連絡先は２以上記載すること）
本件責任者（会社名・部署名・氏名）：
担当者（会社名・部署名・氏名）：
連絡先１：
連絡先２：

支出負担行為担当官
　海上保安庁総務部長　殿

（様　式-3）　一般競争入札方式

〇宛　　先：　海上保安庁　総務部政務課　予算執行管理室　契約係

確　認　書

件　名：ALTIMETER 2個ほか14点整備

本案件については、「**電子入札方式**」により参加します。

令和　　年　　月　　日

会社名等

部署名

確認者

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

（連絡先は2以上記載すること）

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担当者（会社名・部署名・氏名）：

連絡先1：

連絡先2：

電子入札方式により参加する方　は、本入札に使用するICカード券面の番号を記入してください。

【ICカード券面の番号】「シリアルナンバー（SN）」、「ID」などの項目に続く

10数桁の数字・英字（例：14桁、16桁）

【取得者名】

（左つめで記入。「スペース」分も左詰めで記入。枠不足の際は、追加してください。）

＊今回限定した上記のICカード以外を以後において使用した場合、「無効」の入札となることがあります。

＊上に記入する「数字・英字」等は、誤記のないように十分留意してください。

（担当者連絡先）※押印省略する場合も、担当者のメールアドレスは必ず記載してください。

担当者名：

電話番号：

メールアドレス：

様式-4

電子証明書変更承諾申請書

1. 発注件名：　　ALTIMETER 2個ほか14点整備

2. 変更後の電子証明書番号

3. 変更理由
　上記案件について、電子調達システムにより入札に参加することとしていますが、使用している電子証明書について上記理由により開札までの間に使用できなくなることから、電子証明書の変更を承諾されたく申請します。

住所
氏名

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。
（連絡先は2以上記載すること）
本件責任者（会社名・部署名・氏名）：
担当者（会社名・部署名・氏名）：
連絡先1：
連絡先2：

支出負担行為担当官
　海上保安庁総務部長　　殿

上記については承諾します。

殿

令和　　年　　月　　日
支出負担行為担当官
　海上保安庁総務部長

入札参加者は、入札手続きの開始以降、使用していた電子証明書について、電子証明書発行機関の電子証明書の利用に関する規約上の失効事由が生じた場合又は有効期限の満了により開札までの間に使用することができなくなることが確実な場合において、当該入札に関し入札権限のある他の電子証明書に変更しようとするときは、発注者に電子証明書変更承認申請書（様式4）を提出するものとする。この場合において、電子証明書変更承諾申請書には、変更後の電子証明書の企業情報登録画面を印刷したものを添付することとする。

発注者（海上保安庁）は、変更後の電子証明書に関して入札権限等に問題がないことが確認できる場合についてのみ変更を承諾します。

様式-５

期　間　委　任　状

受任者

住 所

氏 名

使用印

私は上記の者を代理人と定め

下記の権限を委任します。

委任期間　令和　年　月　日から

令和　年　月　日まで

委任事項

令和　年　月　日

委任者　住所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長　服部　真樹　殿

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。
（契約締結に係る権限を委任する場合は押印の省略を不可とする。）
（連絡先は2以上記載すること）
本件責任者（会社名・部署名・氏名）：
担当者（会社名・部署名・氏名）：
連絡先1：
連絡先2：

様式-６

都　度　委　任　状

受任者

住 所

氏 名

使用印

私は上記の者を代理人と定め
「件名：ALTIMETER 2個ほか14点整備 」に関する下記の権限を委任します。

委任事項

１.

令和　年　月　日

委任者　住所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長　服部　真樹　殿

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。
（契約締結に係る権限を委任する場合は押印の省略を不可とする。）
（連絡先は2以上記載すること）
本件責任者（会社名・部署名・氏名）:
担当者（会社名・部署名・氏名）:
連絡先1:
連絡先2:

国外修理

令　和　7　年　度

外　契　第　3　号

物 品 修 理 請 負 契 約 書

物品修理請負契約書

収 入
印 紙

1．修 理 件 名　　ＡＬＴＩＭＥＴＥＲ　２個ほか１４点整備

2．請 負 金 額　　金 ●● 円

うち取引に係る消費税額及び地方消費税額　　金 ●● 円

内　　訳

番号	品名（整理番号）	部品番号（製造番号）	単位	数量	仕様内容	金額	備考
	別紙内訳のとおり						

3．物品交付場所　　航空機用部品保管倉庫（深川）

4．引 渡 期 限　　令和７年９月３０日

5．引 渡 場 所　　航空機用部品保管倉庫（深川）

6．契 約 保 証 金　　免　除

上記物品の修理について、支出負担行為担当官　海上保安庁総務部長　服部　真樹　を発注者とし、
●●　を受注者として、次の条項により請負契約を締結する。

（総　　則）

第１条　受注者は、この契約締結後遅滞なく、物品交付場所において、発注者から修理すべき物品の交付を受け、仕様書に基づき、所要の修理を行い、引渡期限までに、引渡場所において、修理に係る物品を発注者に引渡すものとし、発注者は、これに対し、受注者に請負代金を支払うものとする。

（仕様書等の解釈等）

第２条　仕様書等について疑義を生じたとき又は仕様書に明記されていない事項については、発注者受注者協議して定めるものとし、受注者は、その他軽微なものについては、発注者又は監督すべきことを命ぜられた職員（以下「監督職員」という。）の解釈若しくは指示に従い、請負金額の範囲内において修理を行うものとする。

２　受注者は、発注者が必要と認めてその旨の指示をしたときは、修理工程表及び修理費内訳明細書を発注者に提出して、その承認を受けなければならない。

（監督職員）

第３条　発注者は、監督職員を命じたときは、その官職及び氏名を受注者に通知するものとする。

２　受注者は、監督職員の監督の実施について、必要な費用を負担するものとする。

３　受注者は、他の条項に定めるもののほか、監督職員から監督の実施について必要資料の提出又は提示を求められた場合は、これに応ずるものとする。

４　受注者は、監督職員から立会いを求められた場合は、これに応ずるものとする。

（権利義務の譲渡等）

第４条　この契約により生ずる権利又は義務は、これを第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

２　修理物件又は修理場所に搬入した検査済み修理材料は、これを第三者に売却若しくは貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第５条　受注者は、修理の全部又は大部分を一括して第三者に委任し又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（代理人等に関する措置要求）

第６条　発注者又は監督職員は、受注者の代理人、使用人のうち著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対し、事由を明示して必要な措置を求めることができるものとする。

（修理業者）

第７条　受注者は、契約物品の修理を●●●国　●●●社又は同社の承認した工場（以下「●●●社等」という。）において、同社の品質管理規定に基づき行うこと。

（特許権等の使用）

第８条　受注者は、修理の施行について、特許権その他第三者の権利の対象となっている方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負うものとする。

（材料の検査等）

第９条　削除

（官給品等）

第１０条　発注者は、物品修理用として仕様書に記載する官給品（貸与品を含む。以下「官給品等」という。）を、発注者の指定する場所及び日時に受注者に交付する。この場合において、受注者は、その官給品等の交付を受けた都度受領書を発注者に提出し、善良な管理者の注意をもってこれを保管し、かつ、その費用を負担するものとする。

２　受注者は、天災地変等の不可抗力又は発注者の責めに帰すべき理由によらないで、官給品等が亡失若しくは損傷し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定する方法により弁償するものとする。

３　受注者は、交付を受けた官給品等を仕様書に基づいて使用し、修理の完了又は契約の変更若しくは解除等によって不用となったものは、その内容を明らかにした書類を作成し、監督職員（監督職員不在の場合は検査職員）の確認を受けて発注者に提出するとともに発注者の指定する時期及び場所において、発注者に返還しなければならない。

第１１条　受注者は、指定品として仕様書に記載する修理材料については、これら以外のものを使用することができないものとする。

（仕様書に不適合の場合）
第１２条　受注者は、修理の施行が仕様書等に適合しない場合において、監督職員が材料等の取替え、施行箇所の撤去又は再施行等の指示をした場合には、これに従わなければならない。この場合において、受注者は、請負金額の増額又は引渡期限の延伸を請求することはできないものとする。

（撤去品等の処置）
第１３条　受注者は、修理の施行に伴い発生した撤去品又は官給品等について廃材等を生じたときは、その内容を明らかにした書類を作成し、監督職員（監督職員不在の場合は検査職員）の確認を受けること。
２　前項の撤去品又は廃材等については、発注者から特に指示する場合を除いて、受注者にて廃棄処分すること。

（行政庁に対する手続）
第１４条　受注者は、その修理について、行政庁の検査、検定を必要とするときは、自己の費用をもって、当該行政庁に対する必要な手続をするものとする。

（関税等の減免手続等）
第１５条　受注者は、関税その他の租税の減免等必要な輸出入関税手続を法令の定めるところに従い、行わなければならない。

（物価変動等による請負金額の変更）
第１６条　物価変動その他予期することのできない事由に基づく経済情勢の激変等により、請負金額が著しく不適当であると認められるに至った場合は、発注者受注者協議して、請負金額を変更することができるものとする。
２　契約品輸出入の契約上の外国為替換算率等が変更され契約品が輸入されたときの実績額が請負金額と相違した場合は、すみやかに証拠書類を発注者に提出して契約金額の変更を申出なければならない。

（修理の変更等）
第１７条　発注者は、その都合により修理内容を変更し、又は一時修理を中止し、若しくはこれを打ち切ることができるものとする。

２　受注者は契約物品の組立修理着手前に、●●●社等に修理可否などについての修理前調査を行わせ、速やかに次の各号の処置をとらなければならない。

（１）　修理不能と判定したものについては、その理由を明らかにした●●●社等の証明書類を発注者に提出するものとする。

（２）　修理可能と判断したものについては、当該契約物品の修理見積書を発注者に提出するものとする。この場合、修理費用が仕様書に規定する制限額又は、修理費用の限度額を超えるときは、発注者の承認を得た後でなければ当該物品の修理に着手してはならない。

（３）　発注者は、前号に規定する書類を受理した場合は、所要の指示を行うとともに修理費内訳明細書に記載する単価により、これによりがたいときは発注者受注者協議して、その金額を増減するものとする。

（立替金利）

第１８条　●●●社等から修理費用の請求があった場合は、受注者がこれを立替送金するものとする。

２　発注者は、受注者から●●●社等への立替送金に伴う立替金利として、日本銀行の銀行貸出約定平均金利率に基づき３０日分の金利を受注者に支払うものとする。

（請負金額の確定）

第１９条　この契約書に記載されている請負金額は、契約レートをもって計算したものであり、受注者が●●●社等に対し立替払送金時の実績レートをもって再計算し、発注者受注者協議のうえ確定する。

２　受注者は、●●●社等に対し立替払により送金した場合は、すみやかに証拠書類を発注者に提出し、請負金額の変更を申し出なければならない。

（引渡期限の変更等）

第２０条　発注者は、その都合により引渡期限又は引渡場所を変更することができるものとする。

２　前項の場合において、請負金額を増減する必要があるときは、発注者受注者協議して、その金額を増減するものとする。

（終了の通知及び検査）

第２１条　受注者は、修理終了予定日の前日までに、修理終了予定日を書面により発注者に通知するものとする。

２　受注者は、修理完了品について検査を受ける場合は、特に発注者の指示がない場合を除き希望検査時期及び場所を、検査申請書により通知するものとする。

３　発注者は、前項の通知を受けたとき、検査を行うべきことを命じた職員（以下「検査職員」という。）により、修理終了予定日（この日以後において受注者が検査をなすべき日を指定したときは、その日）から１０日以内（以下「検査期間」という。）に仕様書等に指定した方法その他発注者の適当と認める方法により検査を行うものとする。ただし、天災地変その他やむを得ない事由により検査することができない期間は、検査期間に算入しないものとする。

４　発注者は、検査職員を命じたときは、その官職及び氏名並びに検査時期及び検査場所を受注者に通知するものとする。

５　受注者は、第３項の検査に立ち会うものとする。この場合において、受注者が立ち会わないときは、発注者は、単独で検査を行い、その結果を受注者に通知するものとし、受注者は、これに対して不服を述べることができない。

６　受注者は、検査職員から検査の実施について必要な書類又は物件の提示若しくは提出又は説明を求められた場合には、これに応ずるものとする。

７　受注者は、検査職員から修理の重要な部分に係る使用材料のうち、完成後直接確認することができないものについて、当該部分の施行の状況を説明することができる見本、写真その他の資料の提示又は提出を求められた場合には、これに応ずるものとする。

８　受注者は、検査職員の指示に従い、修理に係る物品の運転、操作その他検査のために必要な作業をし、別に定めのあるものを除きその費用を負担するものとする。

９　修理に係る物品が不合格となった場合において、その不合格部分の手直し期間は、発注者が指示する期間とし、その検査期間は、発注者が受注者から手直しを終了した旨の通知を受理した日（この日以後において受注者が検査をなすべき日を指定したときは、その日）から起算する。

（破壊検査等）

第２２条　削除

（物品の引渡し）

第２３条　受注者は、修理に係る物品が第２１条の検査に合格したときは、遅滞なく、これを発注者に引渡すものとする。

２　受注者は、修理に係る物品の引渡場所が第２１条の規定による検査を行った場所以外の場所（以下「隔地」という。）である場合、引渡しのため物品を引渡場所に向けて発送したときは、直ちに、その旨を引渡場所の発注者があらかじめ指定する職員その他の責任者に通知するものとする。

３　受注者は、前項の場合において、隔地の引渡場所に物品が到着したときは、運送によって生じた事故の有無について、引渡場所における当該責任者の証明を受け、これを発注者に提出するものとする。この場合において、発注者は、受注者が物品到着後直ちに証明を受けることができるように措置をするものとする。

４　隔地の引渡場所における物品の引渡しは、前項の規定により当該責任者が証明のための調査を行い、異常のないことを確認したとき、完了するものとする。
５　物品の運送に使用した荷造材料等は、発注者の所得とする。
６　受注者は、第１項の場合において、発注者がその都合により受注者から引渡しを受けた物品を直ちに引き取ることができないときは、発注者が物品を引き取るまでの間、無償でこれを保管するものとし、その責めに帰すべき事由による物品の亡失、損傷に対し、発注者の損害を賠償するものとする。

第２４条　発注者は、物品の一部について修理が終了した場合において、その部分の検査を行い、合格部分の一部の引渡を受けることができるものとする。
２　前３条の規定は、前項の検査及び引渡について準用する。

（請負代金の支払）
第２５条　発注者は、第２３条の規定により物品の引渡しを受けた後、受注者が提出する適法な支払請求書を受理した日から３０日以内（以下「約定期間」という。）に、海上保安庁において、請求代金を受注者に支払うものとする。
２　発注者は、受注者から支払請求書を受理した後、その請求書の内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、その事由を明示して、これを受注者に返付するものとする。この場合においては、その請求書を返付した日から発注者が受注者の是正した支払請求書を受理した日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。ただし、その請求書の内容の不当が受注者の故意又は重大な過失によるものであるときは、適法な支払請求書の提出がなかったものとし、受注者の是正した支払請求書を受理した日から約定期間を計算するものとする。

（遅延利息）
第２６条　発注者は、約定期間内に請負代金を支払わないときは、受注者に対し、遅延利息を支払わなければならない。
２　遅延利息の額は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、年２．５パーセントとする。ただし、受注者が代金の受領を遅滞した日数及び天災地変等やむを得ない事由により支払のできなかった日数は、約定期間に算入せず又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。
３　前項の規定により計算した遅延利息の額が１００円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に１００円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
４　発注者が検査期間内に検査を終了しないときは、検査期間満了の日の翌日から検査を終了した日までの日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、

又検査の遅延した日数が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、発注者は、その超える日数に応じ、前３項の例に準じて計算した金額を受注者に支払うものとする。

（引渡期限の延伸）

第２７条　受注者は、所定の期限までに修理に係る物品を引渡すことができないときは、あらかじめ遅滞の理由及び引渡可能期日を明示して、発注者に引渡期限の延伸の承認を求めなければならない。

２　発注者は、前項の請求に対し、支障がないと認めたときは、これを承認するものとする。ただし、遅滞が天災地変その他受注者の責めに帰することのできない事由に基づく場合のほか、遅滞金を徴収する。

（遅滞金）

第２８条　前条第２項ただし書の規定による遅滞金は、延伸前の引渡期限満了の日の翌日から物品引渡しの日までの日数に応じ、請負金額（第２４条の規定により発注者が引渡しを受けた部分があるときは、この部分に対する代金を控除した金額）の年３パーセントとする。ただし、その総額が請負金額の１０／１００を超える場合はその超過額は、遅滞金に算入しないものとする。

２　前項の遅滞日数の計算については、検査期間が始まる日の翌日から発注者が検査に着手した日の前日までの日数は、これを遅滞日数に算入しないものとする。

（臨機の措置）

第２９条　受注者は、災害防止等のため、特に必要と認める場合には、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、受注者は、あらかじめ監督職員の意見を求めるものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りでない。

２　受注者は、前項の場合において、そのとった措置につき、遅滞なく監督職員に報告しなければならない。

３　監督職員は、災害防止その他修理の施行上緊急に必要な事項については、受注者に対し、臨機の措置をとることを求めることができる。この場合において、受注者は直ちにこれに応じなければならない。

４　第１項及び前項の措置に要した経費のうち、発注者受注者協議して請負金額に含めることを不適当と認めた部分については、発注者がこれを負担するものとする。

（物品の保全）

第３０条　受注者は、●●●社等が破産の宣告を受け、又は無能力者となり、発注者から交付された修理部品が●●●社等の管轄される政府の法律によって差押え等の強制措置が執られた事実を認定した時、またはその恐れが予想される場合には、受注者は直ちに、●●●社等の管轄される法令に則り物品の保全措置を行い、発注者に返還するものとする。この場合において、受注者は、あらかじめ、監督職員の意見を求めるものとする。ただし、緊急やむを得ないときはこの限りでない。

２　前項の場合において、受注者は、そのとった措置について、遅滞なく、監督職員に報告しなければならない。

３　修理物品等の保全及び契約期間内に返還できないときには、受注者は発注者に対し損害を全額賠償するものとする。

４　第１項の措置によって、発注者に返還された修理物品について、契約の一部が既に履行されていると発注者が確認した場合には第１９条及び第２６条を適用することとする。

５　第１項の措置に要した経費は、受注者がこれを負担するものとする。

（危険負担）

第３１条　修理物品の渡し前に発注者の責めに帰することのできない事由により、修理物品及び修理材料（以下「修理物品等」という。）について生じた損害は、次項に規定する場合を除き、受注者の負担とする。

２　天災地変その他の不可抗力により修理物品等に損害を生じた場合において、その損害が、重大であり、かつ、受注者が災害防止のため必要な臨機の措置をとる等善良な管理者の注意を怠らなかったと認められるときは、その損害は、発注者が負担するものとする。この場合において、損害額は発注者受注者協議して定めるものとし、火災保険等その損害をてん補する金額があるときは、損害額からこれを控除するものとする。

３　修理物品等を火災保険等に付している場合において、修理物品等に損害を生じたときは、その損害が発注者の責めに帰すべき事由による場合であっても、その損害が当該保険によってでてん補されるときは、てん補額を限度として、受注者が負担するものとする。

（契約不適合責任）

第３２条　受注者は、修理に係る物品の引渡し後１年以内に、その修理物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であることが発見されたときは、発注者の請求により、自己の費用をもってこれを修補し、代替物を引渡し又は不足分を引渡さなければならない。また、その契約不適合によって生じた物品の亡失若しくは損傷に対して、損害を賠償するものとする。

（契約の解除）

第３３条　発注者は、下記各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

（１）　受注者から解除の申出があったとき（第３５条の場合を除く。）。

（２）　受注者が引渡期限までに修理に係る物品の引渡しをしないとき又は引渡期限までに物品の引渡しをする見込みがないことが明らかなとき。

（３）　受注者が第４条及び第５条の規定に違反したとき。

（４）　前各号のほか、受注者がこの契約に違反し、そのため発注者が契約の目的を達することができないとき。

（５）　この契約の履行について、受注者又はその代理人若しくは使用人等が不正の行為をしたとき又はこれらの者が、発注者の行う検査若しくは監督を妨げ、若しくは妨げようとしたとき。

（６）　受注者が破産の宣告を受け、又は居所不明となったとき。

２　受注者は、前項第１号から第５号までの場合において、違約金として、解約部分に対する請負金額の１０分の１に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、第１号又は第２号の場合において、受注者の責めに帰することのできない事由があるときは、この限りでない。

３　受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（１）　役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和３年法律第７７号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

（２）　暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

（３）　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

（４）　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

（５）　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（６）　下請契約その他の契約に当たり、その相手方が第１号から第５号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

（７）　受注者が、第１号から第５号までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（第６号に該当する場合を除く。）

に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

４　前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負金額の１０分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

第３４条　発注者は、前条に定める場合のほか、自己の都合により、修理終了前に、この契約の全部又は一部を解約することができる。この場合において、発注者は、受注者に損害が生じ解約後３０日以内に請求があるときは、その損害を賠償するものとする。

２　前項の損害額は、発注者受注者協議して定めるものとする。

第３５条　受注者は、第１７条の規定による修理内容の変更のため請負金額が２／３以下に減少したとき又は同条の規定による修理中止の期間が修理期間の１／２以上に達したときは、この契約を解除することができる。

第３６条　前３条の規定により、この契約の全部又は一部が解除された場合において、受注者が第２４条の規定により、既済部分について代金の一部の支払を受けているときは、発注者に対し、その全部の金額を発注者の指定する期日までに返納しなければならない。

２　発注者は、既済部分の全部又は一部が発注者の利用に適するものであり、かつ、発注者において必要とするときは、修理費内訳明細書に記載した単価により算出した金額（これによりがたいときは発注者受注者協議して定めた金額）の代価をもって、既済部分を取得できるものとする。

３　第２１条、第２３条、第２５条及び第２６条の規定は、前項の取得部分の検査、引渡し、代金の支払及び遅延利息について準用する。

（相　殺）

第３７条　この契約により発注者が受注者から収得すべき遅滞金、違約金等の金額がある場合において、発注者が当該金額と相殺することができる債務を受注者に対し有するときは、これを相殺するものとする。

２　前項の規定により相殺を行っても、なお発注者において収得金がある場合又は発注者が遅滞金、違約金を徴収する場合において、受注者は、発注者の指定する相当の期限までにこれらの金額を支払わないときは、発注者に対し、遅延利息を支払わなければならない。ただし、当該収得金、遅滞金又は違約金が１，０００円未満の場合は、この限りでない。

３　第２６条第２項及び第３項の規定は、前項の遅延利息について準用する。この場合において、同条第２項中「年２．５パーセント」とあるのは「年３パーセント」と、同項ただし書中「受注者」とあるのは「発注者」と、第３項中「１００円」とあるのは「１円」と、読み替えるものとする。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第３８条　受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負金額（この契約締結後、請負金額の変更があった場合には、変更後の請負金額）の１０分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（１）　この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第６３条第２項の規定により取り消された場合を含む。）。

（２）　納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号においては同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

（３）　前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

（４）　この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は独占禁止法第８９条第１号若しくは第９５条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

２　受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年３パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（契約外の事項）

第３９条　この契約に定めない事項又はこの契約の履行について、疑義又は紛議を生じたときは、発注者受注者協議して定めるものとする。

（秘密の保全）

第４０条　発注者及び受注者は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

（特約条項）

第４１条　本契約の詳細については別紙特約条項による。

上記契約を証するため、この証書２通を作成し、発注者受注者各１通を保有する。

令和７年４月１日

住　　所　東京都千代田区霞が関２－１－３

発注者

氏　　名　支出負担行為担当官

海上保安庁総務部長　服部　真樹

住　　所

受注者

氏　　名

特定費目の代金の確定に関する特約条項

第１条　発注者及び受注者は、特定費目の代金の確定に関し、次の特約条項を定める。

（特定費目の代金の確定）

第２条　受注者に支払われる代金のうち別紙の要確定費目金額表に掲げる費目（以下「特定費目」という。）に係るものは、この特約条項の定めるところに従い、確定するものとする。

２　特定費目の各費目の金額、その他必要な事項は、要確定費目金額表に定めるところによる。

（代金の確定）

第３条　受注者がこの契約の履行のために支出し、又は負担した特定費目（外貨建費目）に係る費用の金額（以下「実績額」という。）の各費目の金額が、特定費目（外貨建費目）の各費目の金額に達しない場合は実績額をもって、これに等しい場合は当該特定費目の各費目の金額をもって、代金として確定し、これをこえる場合は超える部分の実績額について、為替差損を受注者の負担としないことを基本として、発注者・受注者協議し、原則として契約金額の範囲内において措置するものとする。

２　前項に定める発注者及び受注者が協議において協議が整わないときは、発注者が適当と認める金額をもって受注者に支払われる代金として確定する。

３　発注者及び受注者は、第１項の規定により契約金額から減額し、又は契約金額に加算した金額をもって代金を確定する場合は契約金額を当該金額に変更する措置をとるものとし、契約金額をもって代金を確定する場合は契約金額に増減のない旨を確認する措置をとるものとする。

（実績額の報告）

第４条　受注者は、実績額の全部が確定した場合は、できるだけ速やかに実績額報告書を作成し、別紙に掲げる実績額を証する書類を添えて発注者に提出しなければならない。

（要確定費目金額表の変更）

第５条　特定費目又は特定費目の各費目の金額その他要確定費目金額表に定めるところを変更するため協議することができる。

別紙

要　確　定　費　目　金　額　表

１　ＦＯＢ（外貨表示）

２　Ｆ＆Ｏ（邦貨表示）　　輸出航空運賃

　　輸入航空運賃

３　Ｃ＆Ｆ価格（外貨表示）

　同上（邦貨表示）　　輸出航空運賃

　　輸入航空運賃

４　契約時レート　　￥　　／ＵＳ＄

注　該当しない項目及び字句は抹消すること。

別紙

実績額を証する書類

１　Ｃ＆Ｆ価格等

外国製造業者（外国製造業者が自ら販売しないで、外国販売業者を通じて販売する場合は、その外国販売会社）及び外国輸入業者の送り状（指名競争による場合はこれに準ずるもの。）並びに船会社、航空会社又はこれらの代理店の発行する運賃を記載した船荷証券又は航空貨物運送状

２　機能及び寸法検査費用（再梱包費を含む。）

検査実施業者の実際工数及び加工費率を明記した支払請求書又は領収書並びに梱包業者の支払請求書又は領収書

３　関税その他租税

関税の領収書及びその他の租税の領収書

４　為替相場

外国為替公認銀行が対外支払勘定の円貨による決済金額請求の際発行する計算書類

５　その他発注者が必要と認める書類

仕様書番号第 7-2051 号
令 和 6 年 12 月

航空機用部品特別整備仕様書

件名 ALTIMETER 2 個ほか 14 点整備

海上保安庁

1　総則

1−1　適用範囲

本仕様書は、海上保安庁（以下「当庁」という。）所有航空機用部品の整備に適用するものである。

1−2　再委託承認申請書の提出

請負業者は、業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、再委託承諾申請書（海上保安庁 HP 掲載様式）を提出し、承諾を得ること。ただし、当庁が本仕様書において指定しているもの及び軽微な業務を再委託する場合は、この限りでない。

1−3　準拠法規等

本整備の実施に際しては、航空関係法規等(耐空性改善通報を含む)、設計国又は製造国の航空当局が発行する耐空性改善命令（AD，CN等）及び設計製造者等が指定する最新の方法（オーバーホールマニュアル、サービスブリテン等）に基づいて実施すること。

また、国外での整備となった場合は、請負業者が国内・国外諸法規との関連事項について適切に処理すること。

1−4 疑義の処理

整備仕様の範囲を超える整備が必要となる場合等、本整備中に生じた疑義については、監督職員と協議のうえ、処理するものとする。処置が決定するまで請負業者において防錆等に留意し保管すること。

1−5 監督及び検査

監督職員の監督を受け、業務完了後、検査職員の検査を受けること。

1−6 使用材料の規格、品質

本整備に必要とする部品及び材料等は請負業者の負担とする。

なお、使用する材料等の規格、品質については、本仕様書に特に定めが無いものであっても、使用目的に応じた良質なものを使用しなければならない。

1−7 検査器具等の負担

本整備に必要とする検査機器、治工具及び間接資材は、請負業者の負担とする。

1−8 交付場所、引渡場所

航空機用部品の交付場所及び引渡場所は、別添「仕様明細」のとおりとする。

1-9 提出書類等

（1） 本整備により、不具合箇所及び不具合部品（以下「不具合箇所等」という。）が判明した場合は、速やかに当該不具合箇所等の状況を具体的に示す資料を監督職員に提出すること。なお、分解検査の結果については、1-13 引渡期限等（2）に定める期日までに、修理金額も含めた報告を、書面として監督職員に提出すること。報告が出来ない場合も、理由を明記した書面を監督職員に提出すること。

（2） 本整備完了時、次の書類の本紙を納入部品に添付し、写1部を監督職員に提出すること。

（イ）機能検査成績書及び作業内容の記録

（ロ）航空日誌（ログブック等）のあるものについては、実施した作業の内容を記載すること。

（ハ）航空法第16条第2項（令和4年6月 18 日施行）に準じた耐空性を証明する書類。

（3） 監督職員及び検査職員から上記以外の書類で必要な書類の要求があった場合、請負業者は速やかに提出すること。

1-10 撤去品等の処理

本整備の実施に当たり、撤去品が発生した場合の処置については、監督職員の指示によるものとする。

また、請負業者は、監督職員から不具合部品の返品要求があった場合は、これに応じること。

1-11 通関手続等

本整備が国外整備の場合、必要な通関手続き等、国内外法規に関する諸手続き及び、輸出入の通関に伴う開梱及び梱包作業は、請負業者により行うこと。

ただし、輸入にかかる費用については、通関は原則 1回とする。

1-12 支払い

履行完了後の一括払いとする。

なお、外貨分を円建て換算する経費、関税その他特に必要と認める経費については、支払い前に実績額及び為替レートによる精算を行うので、請負業者は速やかに証拠書類を添付した実績額報告書を提出すること。

実績額報告書の提出期限　令和7年10月31日

1-13 引渡期限等

（1）修理品の引渡期限　　令和7年9月30日

（2）分解検査の報告期限　　令和7年6月30日（監督職員が書面受領する期限）

２　整備

2-1 仕様

別添「仕様明細」のとおり整備を実施すること。

なお、別添「仕様明細」の整備仕様については、次の要領により実施すること。

・オーバーホール‥‥‥ 製造業者が規定する総分解検査、点検、修正、必須交換部品の交換、組立調整及び完成検査を実施すること。

・修　　理 ‥‥‥‥‥‥不具合箇所の特定を行うための分解検査を実施、不具合原因を特定すると共に、再組立て時に必要な部品の交換、組立調整及び完成検査を実施すること。

・機能検査（修理）‥‥ 製造業者の発行する最新版の取扱説明書に基づき、分解等を実施し測定機器等を用いて作動、機能及び性能の検査を行ない、基本費用の範囲で修正のための修理を実施すること。

・修理（エクスチェンジ）‥‥部品又は機体メーカーが提供するエクスチェンジ修理に基づき実施すること。（分解検査後の結果、エクスチェンジも検討に入るときに限る。）

2-2 不具合修理

分解検査の結果、不具合部品及び不具合修正のための修理作業内容が判明したときは、書面により監督職員に報告すること。不具合箇所の修理については協議するものとする。

３　その他

３－１　契約時の修理費用については、別紙「指示事項」に従うこと。

以上

別添

仕様明細

番号	品　名 / 整理番号	部品番号 / 製造番号	適用機種	部品状態 現状	部品状態 T. T TSO/TSC	仕様	交付場所	引渡場所	備　考
1	ALTIMETER 34-10-02	10450-11950 165918	ビーチ350	機能不良※1	4806-13 -/-	修理	航空機用部品保管倉庫(深川)	航空機用部品保管倉庫(深川)	2.0kg 0.35m × 0.30m × 0.30m ダンボール箱 帳簿価格 ¥178,802
2	ALTIMETER 34-10-02	10450-11950 161428	ビーチ350	機能不良※2	7977-30 -/-	修理	航空機用部品保管倉庫(深川)	航空機用部品保管倉庫(深川)	2.0kg 0.35m × 0.30m × 0.30m ダンボール箱 帳簿価格 ¥527,622
3	CONDENSER BLOWER ASSY 21-50-11	101-384004-1 737	ビーチ350	機能不良※3	12903-31 -/-	修理	航空機用部品保管倉庫(深川)	航空機用部品保管倉庫(深川)	17.0kg 0.70m × 0.65m × 0.60m ダンボール箱 帳簿価格 ¥237,390
4	CONDENSER BLOWER ASSY 21-50-11	101-384004-5 5796	ビーチ350	機能不良※4	3091-09 -/-	修理	航空機用部品保管倉庫(深川)	航空機用部品保管倉庫(深川)	17.0kg 0.70m × 0.65m × 0.60m ダンボール箱 帳簿価格 ¥1,716,098
5	MFD PROCESSOR UNIT 34-15-61A	622-8679-008 3828	ビーチ350	機能不良※5	7494-30 -/-	修理	航空機用部品保管倉庫(深川)	航空機用部品保管倉庫(深川)	8.0kg 0.30m × 0.30m × 0.50m ダンボール箱 帳簿価格 ¥10,779,120
6	MULTI FUNCTION DISPLAY 34-15-62	622-7876-011 2333	ビーチ350	機能不良※6	10805-07 -/-	修理	航空機用部品保管倉庫(深川)	航空機用部品保管倉庫(深川)	6.0kg 0.30m × 0.30m × 0.50m ダンボール箱 帳簿価格 ¥4,700,322
7	EHSI DISPLAY 34-20-12A	622-6197-001 3483	ビーチ350	機能不良※7	754-30 -/-	修理	航空機用部品保管倉庫(深川)	航空機用部品保管倉庫(深川)	13.0kg 0.70m × 0.70m × 0.60m ダンボール箱 帳簿価格 ¥1,485,361
8	EHSI DISPLAY 34-20-12A	622-6197-001 2612	ビーチ350	機能不良※8	1261-39 -/-	修理	航空機用部品保管倉庫(深川)	航空機用部品保管倉庫(深川)	13.0kg 0.70m × 0.70m × 0.60m ダンボール箱 帳簿価格 ¥1,488,152
9	EFIS DISPLAY 34-24-20	622-6020-021 F5TT	ビーチ350	機能不良※9	10460-30 -/-	修理	航空機用部品保管倉庫(深川)	航空機用部品保管倉庫(深川)	5.0kg 0.40m × 0.40m × 0.30m ダンボール箱 帳簿価格 ¥2,995,894
10	DIRECTIONAL GYRO 34-20-14	622-6136-002 4293	ビーチ350	機能不良※10	674-40 -/-	修理	航空機用部品保管倉庫(深川)	航空機用部品保管倉庫(深川)	8.0kg 0.65m × 0.60m × 0.50m ダンボール箱 帳簿価格 ¥1,702,575
11	DIRECTIONAL GYRO 34-20-14	622-6136-002 5011	ビーチ350	機能不良※11	12655-00 -/-	修理	航空機用部品保管倉庫(深川)	航空機用部品保管倉庫(深川)	8.0kg 0.65m × 0.60m × 0.50m ダンボール箱 帳簿価格 ¥1,534,204
12	GYRO HORIZON 34-20-03	1U367-233-6 T11410D	ビーチ350	機能不良※12	4929-50 -/-	修理	航空機用部品保管倉庫(深川)	航空機用部品保管倉庫(深川)	2.0kg 0.35m × 0.30m × 0.30m ダンボール箱 帳簿価格 ¥375,635
13	GYRO HORIZON 34-20-03	1U367-233-6 T9792B	ビーチ350	機能不良※13	7438-21 -/-	修理	航空機用部品保管倉庫(深川)	航空機用部品保管倉庫(深川)	2.0kg 0.35m × 0.30m × 0.30m ダンボール箱 帳簿価格 ¥360,286
14	DC LOADMETER 24-30-03	109-384001-1 B20584	ビーチ350	機能不良※14	11143-41 -/-	修理	航空機用部品保管倉庫(深川)	航空機用部品保管倉庫(深川)	2.0kg 0.35m × 0.30m × 0.30m ダンボール箱 帳簿価格 ¥56,677

15	DC LOADMETER	109-384001-1	ビーチ350	機能不良※15	12194-5	修理	航空機用部品保管倉庫(深川)	航空機用部品保管倉庫(深川)	2.0kg	0.35m × 0.30m × 0.30m
	24-30-03	F97561			-/-				ダンボール箱	帳簿価格 ¥56,677
16	VERTICAL GYRO	622-4565-001	ビーチ350	機能不良※16	13173-15	修理	航空機用部品保管倉庫(深川)	航空機用部品保管倉庫(深川)	6.0kg	0.50m × 0.45m × 0.40m
	34-20-06	2515			-/-				ダンボール箱	帳簿価格 ¥2,322,285

【不具合状況】

※1:静圧系統の漏れ検査中にAltimeter本体の漏れ

※2:サーキュラーNo.3-010の点検で許容値外れ

※3:作動不良(地上におけるエアコン系統不作動)

※4:作動不良(地上におけるエアコン系統不作動)

※5:MPU FAILがMFDに表示され、他表示が消えた

※6:ブラックアウト

※7:ブラックアウト

※8:表示不良

※9:表示不良

※10:OFF-FLAG表示、指示不良

※11:指示不良

※12:作動不良

※13:立ち上がりが遅い。内部GYROの不良

※14:指示不良

※15:指示不良

※16:EADI指示不良

【交付場所】【引渡場所】

航空機用部品保管倉庫　　東京都江東区新砂 1-13-6 福山通運深川倉庫内 TEL 03-6666-7680

別紙　指示事項1　仕様:オーバーホール時

1 オーバーホールの見積金額の内訳について

（1）　見積るべき金額の内訳	オーバーホール費用（分解検査費用+100%交換部品費用+組立費用+機能試験費用+書類作成費用+梱包費用）を基本とし、更に「仕様明細」において部品の交換、整備内容が記載されている場合には、その費用を加えたものとする。以上の通り、一般的に予期できないと認められる不具合が無く、構成する各部品等が検査合格した場合には、見積るべき金額でオーバーホールが完了するものとし、契約後の増額は認めない。
① 分解検査費用	・分解して検査を実施する費用であるが、構成する部品の再使用の可否を決めるまでを行う費用とする。 ・マニュアルによっては、分解検査後、その状態をメーカーに報告して部品の再使用可否を決める場合もあるが、メーカーに問い合わせる費用も、分解検査費用に見積もること。更に、非破壊検査、洗浄、塗装の費用も含めること。（契約後、分解検査費用の増額は認めない）
② 100%交換部品費用	・分解検査後、組み立てる際に必要な交換部品（100%交換部品等）を契約時に見積ること。
③ 組立費用	・分解した部品を再組立てする際に必要な費用。 ・組立に必要な油脂、補材、塗装（タッチアップ含む）等の補材費用を契約時に見積ること。
④ 機能検査費用	・組立後のベンチチェック等で必要な経費を、契約時に見積ること。
⑤ 書類作成費用	・1-9　提出書類等に定める書類作成等にかかる費用を、契約時に見積ること。
⑥ 梱包費用	・運送に充分耐えられる箱や梱包材の費用を、契約時に見積もること。 ・防錆または劣化を防ぐための梱包及び、必要な帯電対策や防錆処置を実施する場合の費用を契約時に見積ること。
⑦ 使用する部品	・使用する部品は、原則新品とする。 ・新品部品の入手が困難等のやむを得ない場合は、監督職員の承諾を得て製造者の修理基準に合致した修理品等を使用することができるものとする。ただし、仕様明細に新品以外の部品使用不可等の記載がある場合はこの限りではない。 ・エクスチェンジ品の使用は、監督職員の承認を得て製造者の修理基準に合致した場合は使用可能とするが、契約後の増額は認めない。
（2）　交換予想部品の見積（別紙指示事項3がある場合に限る）	・交換の予想される部品をあらかじめ別紙指示事項3において指定された場合は、上記（1）に当該交換予想部品の費用を加えた金額を契約時に見積ること。 ・交換部品の決定は、あくまで分解検査の結果において行うものとする。交換予想部品の見積りは、当初から高額と予想される部品費用を加味し、契約後に当初より高額な修理費用となることを避け、公平な競争を実施する為の方策であり、交換予想部品を必ず交換するということではないので留意すること。 　なお、仕様明細において交換等が指定されている部品は、仕様明細に記載されている通りの整備を実施するものであり、本交換予想部品とは異なるところに注意すること。
（3）　分解検査結果報告	
① 期限	・1-13　引渡期限等記載の期日までに、総務部長あて、書面により監督職員へ報告すること。
② 分解が終わらない場合	・損傷等が激しく分解検査が終了せず、分解検査の報告期限までに報告が出来ない場合は、下記の書類を添付して請負業者から総務部長あてに書面で報告を行うこと。 　なお、昨今の紛争やコロナ禍影響によるサプライチェーンの混乱、人員不足による修理会社の規模縮小の状況について、あらかじめ調査してから入札に参加すること。従って、分解検査に必要な人員不足等の状況は契約前に確認が可能であることから、分解検査結果報告の期限延伸は基本的に認めない。 ①修理会社からの報告書（メール可） ②輸出許可書のコピー（輸出遅れによる遅延が無いことを確認するため）
③ 分解検査結果報告による契約金額の協議	・分解検査の結果をもって、契約金額の協議を行う。 ①分解検査結果で、オーバーホール費用に含まれない一般的に予期できない不具合（腐食等）により交換が必要とされた部品（交換に伴う100%交換部品も含む）の増額 ②交換予想部品が不必要だった際の減額(別紙指示事項3が有る場合に限る) ③修理の手法として、構成する部品の交換ではなく修理が安価な場合や、必要な部品の在庫状況により修理のみが手段である場合の費用 　なお、①の部品については、修理会社から状況の確認できる写真と報告書を添付して監督職員へ報告すること。
④ 分解検査結果報告による引渡期限の協議	・分解検査の結果により、引渡期限の協議を行う。 ①昨今の紛争やコロナ禍影響によるサプライチェーンの混乱、人員不足による修理会社の規模縮小の状況について、あらかじめ調査してから入札に参加すること。従って、分解検査に必要な人員不足等の状況は契約前に確認が可能であることから、分解検査結果報告の期限延伸は基本的に認めない。 ②修理に必要な部品の入手に時間を要して納期を延伸する場合は、修理会社から部品の入手予定を記載した書面を添付して、書面にて報告すること。 ③引渡期限の変更等、契約変更の手続きには必要な書類を添えた分解検査結果報告書の受領後に2週間を必要としている。 　従って、引渡期限の延伸期間は、②で記載した部品入手予定に2週間を足した期間と、組立期間及び輸入にかかる期間を合算した期間を基本として協議する。

	⑤ 修理金額が高額となる場合の協議	・分解検査の結果、修理費用が新品購入価格を超える、または当初契約金額から増額する場合は、修理を続行せずに分解止めとすることがある。
	⑥ 引渡期限の延長の最終判断	・分解検査後の報告と協議成立の間に部品在庫等が減る状況が変わって協議時に定めた引渡期限に間に合わないことが判明した場合、速やかに（最長でも契約変更後30日以内に）監督職員へ報告すること。なお、それ以降の報告による納期の延伸は遅延金の対象とする。 但し、遅延が天災地変その他受注者の責めに帰することができない事由に基づく場合は、遅延金について協議するものとする。
（4）	エクスチェンジ	・部品の確保を目的とするため、下記の条件を基本として、分解検査の結果によってはエクスチェンジへの仕様変更を協議の対象とすることがある。 ①エクスチェンジ品がある場合 ②分解検査の結果、引渡期限を長期間延伸することとなり、海上保安業務に影響があると思料されるとき。 ③修理金額より安価な場合。
（5）	契約書の要確定費用金額表へ記載	・C&Fにおいて、FOB とF&O価格はそれぞれ記載すること。FOB とF&Oを合算した価格のみの記載は認めない。

別紙　指示事項2　仕様:修理時

1 修理の見積金額の内訳について

（1）　見積るべき金額の内訳	分解検査費用（実作業上の分解作業有無に関わらず、故障探求に必要な費用）+100%部品費用＋組立費用+機能試験費用+書類作成費用+梱包費用を基本とする。
① 分解検査（故障探求）費用	・故障場所を特定する費用であるが、構成する部品の再使用可否判別までの費用とする。 ・故障探求の為のベンチチェック、非破壊検査、部品洗浄、分解検査等、故障の原因を特定するまでに想定される最大の費用を契約時に見積ること。 ・契約後の故障探求費用の増額は認めない。但し、不具合が軽微で故障の原因を特定する費用が見積金額まで必要のない場合は、実際にかかった費用に減額することがある。 ・故障がベンチチェック等で再現されす、機能検査の結果が合格の場合は、仕様を機能検査に変更して減額することがある。
② 100%交換部品費用	・想定される故障探求で必要となる部品、組み立てる際に必要な交換部品(100%交換部品等）を契約時に見積ること。
③ 組立費用	・分解した部品を再組立てする際に必要な費用。 ・組立に必要な油脂、補材、塗装（タッチアップ含む）等の補材費用を契約時に見積ること。
④ 機能検査費用	・組立後のベンチチェック等で必要な経費を、契約時に見積ること。
⑤ 書類作成費用	・1-9　提出書類等に定める書類作成等にかかる費用を、契約時に見積ること。
⑥ 梱包費用	・運送に充分耐えられる箱や梱包材の費用を、契約時に見積もること。 ・防錆または劣化を防ぐための梱包及び、必要な帯電対策や防錆処置を実施する場合の費用を契約時に見積ること。
⑦ 使用する部品	・使用する部品は、原則新品とする。 ・新品部品の入手が困難等のやむを得ない場合は、監督職員の承諾を得て製造者の修理基準に合致した修理品等を使用することができるものとする。ただし、仕様明細に新品以外の部品使用不可等の記載がある場合はこの限りではない。 ・エクスチェンジ品の使用は、監督職員の承認を得て製造者の修理基準に合致した場合は使用可能とするが、契約後の増額は認めない。
（2）　交換予想部品の見積（補足に記載のある場合に限る）	・交換の予想される部品をあらかじめ別紙指示事項3において指定された場合は、上記（1）に当該交換予想部品の費用を加えた金額を契約時に見積ること。 ・交換部品の決定は、あくまで分解検査の結果において行うものとする。交換予想部品の見積りは、当初から高額と予想される部品費用を加味し、契約後に当初より高額な修理費用となることを避け、公平な競争を実施する為の方策であり、交換予想部品を必ず交換するということではないので留意すること。 　なお、仕様明細において交換等が指定されている部品は、仕様明細に記載されている通りの整備を実施するものであり、本交換予想部品とは異なるところに注意すること。
（3）　分解検査結果報告	
① 期限	・1-13　引渡期限等記載の期日までに、総務部長あて、書面により監督職員へ報告すること。
② 分解が終わらない場合	・損傷等が激しく分解検査が終了せず、分解検査の報告期限までに報告が出来ない場合は、下記の書類を添付して請負業者から総務部長あてに書面で報告を行うこと。 　なお、昨今の紛争やコロナ禍影響によるサプライチェーンの混乱、人員不足による修理会社の規模縮小の状況について、あらかじめ調査してから入札に参加すること。従って、分解検査に必要な人員不足等の状況は契約前に確認が可能であることから、分解検査結果報告の期限延伸は基本的に認めない。 ①修理会社からの報告書（メール可） ②輸出許可書のコピー（輸出遅れによる遅延が無いことを確認するため）
③ 分解検査（故障探求）結果報告による契約金額の協議	・分解検査（故障探求）の結果をもって、契約金額の協議を行う。 ①上記（2）交換予想部品以外の不具合部品（交換に伴う100%交換部品を含む）の増額 ②交換予想部品が不必要だった際の減額(別紙指示事項3が有る場合に限る) ③修理の手法として、構成する部品の交換ではなく修理が安価な場合や、必要な部品の在庫状況により修理のみが手段である場合の費用 を主とした修理金額確定の協議を行う。
④ 分解検査（故障探求）結果報告による引渡期限の協議	・分解検査の結果により、引渡期限の協議を行う。 ①昨今の紛争やコロナ禍影響によるサプライチェーンの混乱、人員不足による修理会社の規模縮小の状況について、あらかじめ調査してから入札に参加すること。従って、分解検査に必要な人員不足等の状況は契約前に確認が可能であることから、分解検査結果報告の期限延伸は基本的に認めない。 ②修理に必要な部品の入手に時間を要して納期を延伸する場合は、修理会社から部品の入手予定を記載した書面を添付して、書面にて報告すること。 ③引渡期限の変更等、契約変更の手続きには必要な書類を添えた分解検査結果報告書の受領後に2週間を必要としている。 　従って、引渡期限の延伸期間は、②で記載した部品入手予定に2週間を足した期間と、輸入にかかる期間を合算した期間を基本として協議する。

	⑤ 修理金額が高額となる場合の協議	・分解検査の結果、修理費用が新品購入価格を超える、または当初契約金額から増額する場合は、修理を続行せずに分解止めとすることがある。
	⑥ 引渡期限の延長の最終判断	・分解検査後の報告と協議成立の間に部品在庫等が減る状況が変わって協議時に定めた引渡期限に間に合わないことが判明した場合、速やかに（最長でも契約変更後30日以内に）監督職員へ報告すること。なお、それ以降の報告による納期の延伸は遅延金の対象とする。 　但し、遅延が天災地変その他受注者の責めに帰することができない事由に基づく場合は、遅延金について協議するものとする。
（4）	エクスチェンジ	・部品の確保を目的とするため、下記の条件を基本として、分解検査（故障探求）の結果によってはエクスチェンジへの仕様変更を協議の対象とすることがある。 ①エクスチェンジ品がある場合 ②分解検査の結果、引渡期限を長期間延伸することとなり、海上保安業務に影響があると思料されるとき。 ③修理金額より安価な場合。
（5）	契約書の要確定費用金額表へ記載	・C&Fにおいて、FOB とF&O価格はそれぞれ記載すること。FOB とF&Oを合算した価格のみの記載は認めない。